

# 岐阜県公報

第二千九百九十三号  
平成三十年十月二十六日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

岐阜県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則

( 治 山 課 ) 六七三

### 告 示

有害興行の指定

( 私学振興・青少年課 ) 六七三

道路の区域変更

( 道路維持課 ) 六七四

道路の供用開始

( 同 ) 六七四

### 公 示

公共測量の実施

( 用 地 課 ) 六七四

公共測量の終了

( 同 ) 六七五

第三次岐阜県河川情報システム運用保守業務委託の仕様書

( 河 川 課 ) 六七六

案に対する意見招請に関する公告

( 河 川 課 ) 六七六

## 規 則

岐阜県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十号

岐阜県水源地域保全条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県水源地域保全条例施行規則(平成二十五年岐阜県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「岐阜県公報」を「県が開設するインターネットのホームページ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

岐阜県告示第五百二十五号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成三十年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種 類	題 名	等 級	配給会社名等
映 画	冷たい女 闇に響くよがり声 凌辱の人妻 ならわれた股間		オーピー映画 新東宝映画

2 指定年月日

平成30年10月26日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第五百二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
県道	白下川呂線	加茂郡白川町河岐字大谷一〇四五番一地从先から同郡同町同字同一〇四九番八地先まで	一三・七	一七・六	（メ） （メ）	六六〇	
			一五・三	三三・三			

岐阜県告示第五百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十月二十六日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域又は決定の年月日又は告示のほかに）
県道	名古屋線	多治見市脇之島町六丁目八〇番地先から同 市平和町八丁目三番一地先まで	二六・〇	平成三〇・一〇・二六	平成三〇・一〇・二五

公 示

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（道路台帳補正）

三 作業期間

平成三十年十月十一日から

平成三十一年三月二十七日まで

四 作業地域

可児市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業期間

平成三十年七月十二日から

同 年九月二十八日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、関市、美濃市、羽島市、瑞穂市、海津市、安八郡輪之内町及びび八町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業期間

平成三十年七月十二日から

同 年九月二十八日まで

四 作業地域

羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、海津市、羽島郡笠松町、加茂郡坂祝町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業期間

平成三十年七月十二日から

同 年九月二十八日まで

四 作業地域

大垣市、瑞穂市、本巣市、海津市、養老郡養老町、不破郡垂井町、安八郡神戸町、

輪之内町、安八町、揖斐郡揖斐川町、大野町及び池田町

第三次岐阜県河川情報システム運用保守業務委託の仕様書案に対する意見招請に関する公告

第三次岐阜県河川情報システム運用保守業務委託について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成三十年十月二十六日

岐阜県知事 古田 謙

1 調達役務の名称及び数量

第3次岐阜県河川情報システム運用保守業務 一式

2 意見の提出方法等

(1) 提出期限 平成30年11月14日(水)午後5時(郵送の場合は、必着のこと。)

(2) 提出先 〒500 8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県県土整備部河川課維持係

電話 058 272 8593

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成30年10月26日(金)から平成30年11月9日(金)までの毎日の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局

2の(2)に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment:

Operation and maintenance of the 3rd Gifu Prefectural river information systems

(2) Date and time for the distribution of materials for comment:

Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 26 October 2018 through 9 November 2018 (excluding weekends and national holidays)

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment: 5:00 p.m., 14 November 2018

(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 14 November 2018.)

(4) For further information, please contact:

Maintenance Section, River Management Division,  
Department of Prefectural Land Management, Gifu Prefectural  
Government

2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570

Tel: 058-272-8593